

○ 高山市市街地景観保存条例施行規則

昭和47年11月20日
規則第27号

(目的)

第1条 この規則は、高山市市街地景観保存条例（昭和47年高山市条例第17号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(保存区域内における行為の届出)

第2条 条例第5条第1項の規定による届出は、別記様式によるものとする。

(条例第5条第1項ただし書の市の規則で定める行為)

第3条 条例第5条第1項ただし書の市の規則で定める行為は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 次に掲げる建築物の新築、改築、増築又は撤去
 - イ 地下に設ける建築物の新築、改築、増築又は撤去
 - ロ 建築物の改築又は増築で、その改築又は増築に係る部分の高さ及び床面積の合計がそれぞれ3メートル及び10平方メートル以下であるもの
- (2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下この号において同じ。）の新築、改築、増築又は撤去
 - イ 仮設の工作物の新築、改築、増築又は撤去
 - ロ 地下に設ける工作物の新築、改築、増築又は撤去
 - ハ 消防または水防の用に供する警鐘台
 - ニ その他の工作物の新築、改築、増築又は撤去で、その新築、改築、増築又は撤去に係る部分の高さが3メートル以下であるもの
- (3) 次に掲げる土地の形質の変更
 - イ 面積が30平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが2メートルをこえる法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - ロ 地下における土地の形質の変更
- (4) 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採

- ロ 枯損した木竹又は危険な木材の伐採
 - ハ 自家の生活の用にあてるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 建築物の敷地以外の土地にある独立木で、高さが10メートルをこえず、かつ、
 - 1. 5メートルの高さにおける幹の周囲が1メートルをこえないものの伐採
 - ヘ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (5) 建築物その他の工作物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

(損失の補償基準)

第4条 条例第6条の規定による損失の補償の基準は、次の各号に掲げる場合においてそれぞれ当該各号に掲げる場合に要する費用の額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額の範囲内で行う。

- (1) 建築物の新築、改築又は増築をしたとき 2分の1
- (2) 板止め、格子又は出入口和式引戸の新設又は改修をしたとき 2分の1
- (3) へい、垣又は屋外広告物の新設又は改修をしたとき 3分の1

2 前項各号に掲げる損失の補償金の限度額は、別に定める。

(経費の補助)

第5条 条例第7条の規定による経費の補助は、市街地景観保存区域内の住民により組織された保存会に対して行う。

付 則

この規則は、昭和47年11月20日から施行する。

附 則 (昭和49年2月9日市規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年4月17日市規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 2 4 日市規則第 2 6 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 3 月 3 0 日市規則第 4 7 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 9 月 3 0 日市規則第 2 1 号）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式については、この規則による改正後の規定にかかわらず、平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで使用することができる。

別記様式(第2条関係)

市街地景観保存区域内における行為届出書

年 月 日

(あて先)高山市長

住 所

届出人

氏 名



市街地景観保存区域内において次の行為を行いたいので、高山市市街地景観保存条例第5条の規定により届け出ます。

記

行 為 の 内 容	
行 為 の 場 所	
行 為 の 期 間	
所有者の住所及び氏名	
行為を必要とする理由	
工事施工者の住所及び 氏 名	

※添付書類

- 1 設計仕様書及び設計図
- 2 届出が所有者以外の者の場合は、所有者の承諾書

注 届出人の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。